



遺跡・遺産が伝える先住民族の歴史と文化

Access to History and Culture of the Indigenous People in Japan
through Archaeological Sites and Heritage

岡田 真弓（北海道大学アイヌ・先住民研究センター）

OKADA, Mayumi (Hokkaido University Center for Ainu and Indigenous Studies)

1. 遺跡・遺産と先住民族の関わり

昨今、考古学および文化遺産研究の領域において、先住民族に関する議論が散見される¹⁾。その背景には、国際社会における先住民族の権利保護への関心の高まりがあると同時に、1980年代以降徐々に変化してきた考古学界内部の潮流も関係している。

1960年代以降、プロセス考古学からポスト・プロセス考古学へ研究のあり方が変化するのに伴い、遺跡を研究対象として独占してきた考古学者と、研究者ではないという理由で遺跡へのアクセスを断ち切られてきた人々、すなわち遺跡の周辺住民やその遺跡を形成してきた末裔である先住民族ら、との間にある不均衡性が意識されるようになった。その結果、これまでの考古学は、学問的な遺跡の評価が現在を生きる人々の意識にもたらす影響を等閑視してきた、と批判されるようになり (Schadla-Hall 2006)、「誰のための考古学か」、「誰のための文化遺産か」を問い直す必要性が説かれるようになった (Kane 2003; Rowan & Baram 2004)。

先住民族の定義については、これまで『1989年の原住民及び種族民条約 (Indigenous and Tribal Peoples Convention 1989、通称ILO169号条約)』や国連先住民作業部会において議論がなされてきたが、現段階で統一的な定義は存在しない (スチュワート 2009, 18)。これまでの先住民族の定義に関する諸議論をまとめてみると、先住民族とは「ある地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらず多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを継承しながら同地域に居住している」民族だと言える。また、2007年に国連総会で採択された『先住民族の権利に関する国際連合宣言 (Declaration on the Rights of Indigenous Peoples、以下『先住民族の権利宣言』)』で指摘されているように、先住民族の多くは、近代以降の植民地政策や同化政策によって、自らの文化や社会を否定されてきた過去を持つ。特に植民地経験を持つ地域では、先住民族に関わる

遺跡・遺産のマネジメント（発掘、研究、管理）は、しばしば多数民族の研究者によって実行されてきた (レンフルー・バーン 2004, 547-580)。そのマネジメントは、遺跡・遺産の継承者である先住民族の価値観に基づいたものではなく、むしろ他者である多数民族の価値基準に沿って行われていた。

しかし、1980年代に入ると、植民地主義に則った考古学研究に対して、先住民族と研究者双方から改革を求める声が上がった。1986年に開催された第1回世界考古学会議では、先住民族に関わる遺跡・文化遺産を、考古学者が調査する際に留意すべき研究倫理が初めて議論された (加藤 2012, 16)。その後、遺跡・遺産と先住民族との関係性に関する議論が深まるとともに、いかに先住民族が主体的に遺跡・遺産のマネジメントに関わっていくか、が1つの課題となっていく。この課題に向き合うために現在確立されつつあるのが、「先住民考古学 (Indigenous Archaeology)」とよばれる考古学研究である (Bruchac & Wobst 2010; Smith & Wobst 2005; Watkins 2000; 2005; 加藤 2009; 2012)。先住民考古学は、考古学と先住民族との関わりに注目し、両者の間にある様々な課題について議論する領域である (加藤 2012, 21)。そのテーマは、先住民族の歴史に関わる発掘における研究倫理、発掘調査における先住民族との協業、先住民族の文化財返還など、多岐にわたる。

また、文化遺産における知的財産権問題プロジェクト (Intellectual Property Issues in Cultural Heritage、通称IPinCH) に見られるように、顕在化しつつある文化遺産と先住民族との間に生じる権利の問題について、国際的かつ分野横断的にアプローチする動きも起こっている²⁾。

これまで述べてきたように、ともすれば歴史叙述から捨象されてきた先住民族の遺跡・遺産を、積極的に評価する動きが国内外で進んでいる。本稿では、「パブリックな存在としての遺跡・遺産」が持つ可能性を、先住民族の遺跡・遺産を事例として論じていきたい。まず、従来の「遺産」と「先住民文化遺産」の相違点を確認する。次に、国内外で整備されつつある先住民族の文化遺

産を評価する枠組みの概要と課題を述べる。最後に、遺跡・遺産が持つパブリックな側面が、少数派である先住民族の文化普及に、どのように寄与することができるのかを、ヘリテージツーリズムを紹介しながら考察していきたい。

2. 「見えにくい遺産」を守る

(1) 変革期を迎える遺産の概念

文化遺産や世界遺産という言葉が頻繁に聞かれるようになった昨今、「遺産」の持つ意味は多元化の一途をたどっているように見受けられる。現在行われている文化遺産研究の要点をまとめてみると、遺産とは定性的なものではなく、その時々「現在」の価値観の中で再解釈された過去の物事や事象の総体である、と定義することができる (Lowenthal 1997, XV; Munasinghe 2005, 253; 西村 2006, 2)。21 世紀の現在では、多くの人々が「遺産は公共性が高い」と評価しているため、国家が主体となってその保護と管理を行うべきである、という共通認識が一般化している。しかし、そうした国家主導の遺産保護が行われるようになったのは、西欧の文化的先進国であっても 19 世紀のことであった³⁾。それ以前の西欧諸国では、過去から継承された記念物や歴史的建造物は、一部の権威者層が自らの権威を高揚するために収集されるだけのものであった。近代的市民国家を目指す機運が高まり、社会における市民の存在感が増してきた 19 世紀後半になると、公共財としての遺産の保護の担い手に、一般市民が参画するようになった。一般市民主導の遺産保護のあり方は、その後欧米諸国で発展しながら、国家とは異なる枠組みで遺産保護を行う土台作りへとつながった。

世界遺産の選定基準の原則である「卓越した普遍的価値」という考え方も、19 世紀から 20 世紀初頭にかけて発展したものである (ヨキレット 2005)。各地域に存する遺産を保全することこそが人類共通の遺産を守ることにつながる、という精神に則って登録される世界遺産も、21 世紀の価値観と様々な社会活動の結果生まれた遺産の定義である。

また、「遺産」が示す概念の範囲に、継承されてきた過去の物事や事象といった具体的なものだけでなく、継承者として生きる現代のわたしたちとの関係性も含まれる、という指摘がなされている。例えば、「遺産」とは、現在の国家・コミュニティ・個人と歴史との関係性、あるいは(それらの)歴史への姿勢の総称である (Walsh 1992; Harvey 2001; Smith 2006; Harrison 2012) という捉え方や、「ある資源を継承していくために必要な、そ

の〈資源〉と〈人間〉とを結びつける多様な社会的・文化的関係性を集合的にさした概念 (山村 2006, 115)」といった考え方である。

このように、遺産を継承する「人」と歴史的・文化的「遺産」との関係性そのものが議論されるようになった背景には、ユネスコの世界遺産委員会が、遺産の定義に見出した新たな価値の存在があると考えられる。1994 年、問題視されてきた世界遺産登録に関する地域別・種類別不均衡の是正を図るため、世界遺産委員会は『世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性確保のためのグローバル・ストラテジー (Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List、以下『グローバル・ストラテジー』)]』を採択した。『グローバル・ストラテジー』は、これまで偏重されてきた (1) 欧州地域における遺産、(2) 都市関連遺産および信仰関連遺産、(3) キリスト教関連遺産、(4) 先史時代および 20 世紀の双方を除く歴史時代の遺産、(5) 歴史的建造物の遺産、に対して、軽視されがちであった非西欧地域の文化・伝統、民族的な景観に価値を見出し、今後の世界遺産登録においては人間と土地との関わり方を重要視する必要性を指摘した。

『グローバル・ストラテジー』後には、これまでとは異なる価値評価によって選出された遺産が登録されるようになった。特に、「文化的景観」と「無形文化遺産」は、従来の西洋の遺産概念では捉えきれなかった非西欧型の文化遺産保護の枠組みを支える新たな価値基準となった。

文化的景観は、1992 年の『世界遺産条約履行のための作業指針 (Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention、以下『作業指針』)]』で初めて言及された、新しい遺産概念である。『作業指針』によれば、文化的景観とは、人間と自然との共同作業によって生み出された景観であり (World Heritage Committee 1992 (a), II A-47; World Heritage Committee 1992 (b), 6)、具体的には、(1) 人間が自然の中に意図的に作り出した景色 (庭園、公園など)、(2) 伝統的な生活・生業に基づいて形成された景観 (田園、棚田、牧場など)、(3) 自然それ自体にほとんど手を加えていなくとも、人間がそこに文化的な意義を付与した景観 (聖地とされた山、岩など) を指す (World Heritage Committee 1992 (b), 10)。

無形文化遺産という概念は、世界遺産条約の構想段階からあったようであるが、最終的に 1972 年の世界遺産条約に盛り込まれることはなかった⁴⁾ (佐藤 2003, 74)。やがて、1980 年代からユネスコ内部で無形文化遺産保護に向けた組織づくりが開始された (宮田 2007,

2)。そして、1989年の『伝統文化及び民間伝承の保護に関する勧告 (Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore)』、1997年の『人類の口承及び無形遺産の傑作宣言 (Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)』を経て、2003年に『無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)』が採択されたことにより、無形文化遺産の保護が本格的に始動した。本条約において、無形文化遺産は「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」と定義されている (『無形文化遺産の保護に関する条約 (文部科学省訳)』第2条第1項)。同条約第2条第2項では、無形文化遺産に含まれる5つの分野として、(a) 口承による伝統及び表現 (無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)、(b) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統工芸技術、が挙げられている。

記念碑や石造建造物を高く評価する従来の西欧型の文化遺産から、文化的景観や無形文化遺産といった新しい遺産へと概念が拡大したことは、後述する先住民文化遺産を保護するための素地を築いたという点で、特筆すべきであろう。

(2) 先住民の文化遺産を捉える

先住民の文化遺産の特徴を理解し、保護体制を確立する試みは、国際社会としてだけでなく、先住民の権利問題を国内に抱えるアメリカ合衆国などでも行われてきた。

2007年の『先住民の権利宣言』第11条第1項には、考古学的・歴史的な場所だけでなく、文化的な伝統・慣習を保護および発展させる権利を先住民が有していることが謳われている。この条項を作成する上で、基本的な考え方となったのが、2005年に出された『先住民の文化遺産の保護に関する指針案 (Draft Principles and Guidelines on the Heritage of Indigenous Peoples、以下『横田・サーミ評議会文書』)』である。『横田・サーミ評議会文書』では、先住民の文化遺産保護は、基本的人権および民族自決権に基づくものであり、「全人類にとっての利益である文化的多様性の担保」に貢献するものであると述べられている (Commission on Human Rights 2005, 4)。そして『横田・サーミ評議会文書』は、先住民文化遺産の定義とその対象についても、詳細に言

及している。先住民文化遺産とは、先住民あるいは先住民である個人がつくり出した、先住民に起源を有する文化体系を反映した創作・表現・著作物のことである。先住民文化遺産が対象とする範囲は、(1) 史跡及び聖地を含む伝統的な土地、水域、及び種子・医薬・植物といった遺伝学的資源を含む天然資源、(2) 自然及び天地万物に関する伝統的知識及び慣習、(3) 説話・詩・なぞなぞといった文学作品、口承伝承、(4) 歌や楽曲などの音楽的表現、(5) 芸術的或いは儀式的な場で演じられる舞踊といった演技、(6) 特に図画、意匠、絵画、彫刻、彫塑、陶器、モザイク、木材工芸品、金属細工品、宝飾品、楽器、籠細工、手工芸、針仕事、織物、敷物、服飾品、建築様式における芸術的手法、(7) 社会的慣習、儀式及び祭事、である⁵⁾。

また、2001年に開催された世界遺産委員会の第25回会合 (ヘルシンキ) では、新たな世界遺産登録の際に、祖先の土地と関連する先住民の知識・伝統・文化的価値を保護するため、法的・政治的・および施策的保護を求めることが提起された。また、世界遺産条約40周年の2012年には、世界遺産条約と先住民の関係性について議論するワークショップが開催され、先住民の権利に関する専門家機構 (Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples、以下 EMRIP) がまとめた報告書を紹介している。EMRIPの報告書では、世界遺産委員会が先住民の精神文化を正しく理解し、先住民の文化遺産、特に聖地に対して敬意を払うために、世界遺産登録に係る政策決定への先住民の参画の必要性が強調された (EMRIP 2012, 7)。

国際社会で文化遺産における先住民の権利について議論され始めた背景には、各国の博物館に保管されている先住民の文化財を、本来の文化継承者である民族に返還することを求める運動が各地で展開していることも関係している。上記の文化財には、儀礼に使用される祭祀器、埋葬品、人骨、民具などが含まれる。また、動産だけでなく、先住民にとっての聖地といった不動産も含まれる場合もある。これらの文化財は、先住民が植民地支配を受けていた時代、あるいは彼ら／彼女らの権利が確立する前に、他民族の支配者や研究者らに持ち出されたケースが多い。昨今、先住民からの文化財返還要求に対して、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダが積極的に対応している (スチュワート 2009, 26) 特に、アメリカ合衆国では、1966年制定の『1966年国定史跡保存法 (National Historic Protection Act of 1966)』とその改正法 (1993年)、1979年制定の『1979年考古学資源保護法 (the Archaeological Resources Protection

表－１．国指定文化財におけるアイヌ民族の文化遺産保護

文化財種別	種別	登録数		備考
		北海道全体	アイヌ文化関連	
指定文化財		344	18	
史跡名勝記念物	史跡	52	7	チャシ
	名勝	3	1	ピッカノカ
国宝・重要文化財	考古資料	16	1	美々8遺跡出土資料
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	風俗慣習	1	1	アイヌの建築技術及び儀礼
		1	1	アイヌのユーカラ
	民俗芸能	3	2	アイヌ古式舞踊
重要無形民俗文化財	民俗芸能	1	1	アイヌ古式舞踊
重要有形民俗文化財	交通・運輸・通信に用いられるもの	4	1	アイヌの丸木船（河沼用）
	衣食住に用いられるもの		2	アイヌの生活用具コレクション、北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション
文化的景観	文化的景観	1	1	アイヌ文化の伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観

Act of 1979)』とその改正法（1988年）、1999年制定『1999年アメリカ先住民墓地保護および返還法（Native American Graves Protection and Repatriation Act of 1999）』といった連邦法によって、埋蔵文化財や聖地を含む文化遺産における先住民族の権利保障および参画が確立されている（藤田2011；加藤2012, 17-18）。また、オーストラリアとカナダにおいては、連邦政府レベルでの法整備は行われていないものの、州によっては先住民文化遺産保護のための州法を設けている。

今後、非西欧型の文化遺産を評価していく際に重要になる点は、「見えにくい」文化遺産、すなわち従来の西洋型の遺産概念とは異なる文化遺産をどのように理解するか、であろう。この問いを考える上で、2つの課題点が浮かび上がる。1つ目は、加藤が指摘するように、「ある個人や集団にとって意味を持ち象徴化された景観や場は、自動的に他のすべての人にも意識され、その価値や意味が共有されるわけではない（加藤2012, 13）」という点である。とりわけ、ある民族にとって聖なる場所の認定は困難である場合が多い。なぜなら、ある民族にとって畏怖されている場所や空間は、その民族固有の精神文化によって規定され、明確な人工改変がなされない景観の中に設けられる場合があり、そうした時には、別の民族には理解しがたい、あるいは認知しにくくなるからである。西欧的文脈で考えられる遺産とは異なる形態で存在する先住民族の聖地として、加藤は北欧の先住民族サーミの聖地を紹介している（加藤2012, 14）。サーミは自然景観の中に配された岩を聖地として認識し、信仰の要素として重要視しているが、サーミ以外の人々にとっては、自然景観の中にある岩としか認識できず、サーミの精神文化を理解していなければ、見過ごしてしまう「見えにくい」文化遺産なのである。また、日本

の先住民族であるアイヌ民族の聖地の中にもまた、同様の遺産が存在する。アイヌ民族の聖地であるチノミシリ（ci-nomi-sir）は、アイヌ語で「われら・祈る・場所」という意味である。しかし元来、チノミシリは、アイヌ民族以外の人には秘匿すべきものであり、その場所はコミュニティ内部でのみ共有される。つまり、2つ目の課題点は、本来ある集団の中でのみ共有されるべき精神文化に対して、他者である多数派がいかにアプローチし、保護の枠組みを提供していくのか、なのである。

（3）日本の先住民文化遺産保護

日本の先住民族であるアイヌ民族に関わる文化財に対する保護は、1984年に重要無形民俗文化財に指定された「アイヌ古式舞踏」や2002年に重要有形民俗文化財に指定された「アイヌの丸木船」「アイヌの生活用具コレクション」などが先例としてある⁶⁾（表－1）。また、チャシと呼ばれる砦あるいは聖地の機能を持った遺跡が史跡名勝記念物（史跡）として、美々8遺跡から出土した擦文文化期からアイヌ文化期にかけての資料が、国宝・重要文化財（考古資料）として指定されている。これらの文化財は、有形・無形の区別が比較的明確である。

先に触れた通り、先住民族の文化遺産には、有形・無形といった物差しでは区別しきれない、独自の精神文化と自然景観が融合したものもある。こうした従来の文化遺産と異なるものを評価し、保護する枠組みが、昨今の日本でも整備され始めている。その代表的なものが、「文化的景観」と呼ばれる保護制度である。『文化財保護法』によれば、文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（『文化財保護法』第2条第1項第5号）」と定義

されている。留意すべき点は、世界遺産委員会で定義された文化的景観と『文化財保護法』のそれとは、若干の相違があることである。『文化財保護法』における文化的景観は、現在も引き続き生活・生業が営まれている景観を対象としており、既に失われてしまった生活・生業によって形成された景観には適用されない。対して、1992年の『作業指針』が規定する文化的景観には、その両方が保護対象に含まれている。

2013年4月の時点で35件が重要文化的景観に選定されている。この中で、アイヌ民族の伝統文化が含まれる登録物件が1件ある。北海道日高管内平取町に位置する「アイヌ文化の伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」は、2007年に重要文化的景観に選定された（吉原2009；2011）。北海道で重要文化的景観が選定されたのは、平取町が初めてである。近代化によるアイヌ文化への打撃、社会経済的变化による商業的植林、農地拡大、二風谷ダム建設、アイヌ民族の伝統文化の継承者不足など様々な課題を抱える中で、「アイヌ文化の諸要素を現在に至るまでとどめながら、開拓期以降の農林業に伴う土地利用がその上に展開することによって多文化の重層としての様相（奈良文化財研究所2010, 7）」が景観の中に息づいている点が評価され、保護が決定した。今もなお継承されているアイヌ文化の諸要素には、チャシなどの埋蔵文化財、北海道大学文学部二風谷研究室（旧マンロー邸）やアイヌ文化に関する博物館・資料館といった有形のものだけでなく、沙流川流域に古くから語り伝えられてきた口承文芸やチノミシリといった象徴的・認知的価値も組み込まれている。有形としての自然・文化と、無形としての象徴的・認知的価値は切り離すことが出来ず、どちらかが失われれば文化遺産としての価値が減ってしまう点が考慮された指定である。

また、アイヌ民族に伝わる叙事詩に謡われた物語やその舞台、アイヌ語により命名された独特の地形からなる土地は、「ピリカノカ（アイヌ語で「美しい・形」）」と称して国指定の名勝として保護されている。2013年9月時点で、8件の景勝地が指定されている⁷⁾。

ただし、日本における先住民文化遺産保護には課題も残る。少数派であるアイヌ民族の文化遺産を評価する過程に、アイヌ民族の参画の機会が少ないことである。景観と精神文化が結びついた場所も、現在もそこで生業が営まれていなければ、『文化財保護法』が定める文化的景観として、保護することはできない。また、日本の考古学的手法では遺跡としての認定が難しい聖地や遺跡や、文化的な継承者が存在しないとされている地域に残る象徴的な意味を持つ景観を、どのように認知して日本



図ー1. 礼文島浜中2遺跡で行われたアイヌ民族の儀式
（北海道大学岩波連氏提供）

の文化遺産保護の枠組みに組み込んでいくか、についてはさらなる議論が必要であろう。

例えば、北海道の知床半島地域は、2005年に世界自然遺産に登録された。知床という地名は、北海道内の多くの地名と同様に、「シリ・エトク（shir-etok）」というアイヌ語に由来する（山田2000, 224）。知床には、多くのアイヌ語由来の地名、伝承、史跡が残っており、人々が暮らしてきた長い歴史が蓄積されている。これまでの調査によって、114ヶ所の遺跡と、19ヶ所のチャシが確認されている。チノミシリや伝承地と言った聖地を含めれば、知床半島の歴史的・文化的価値はさらに高まる。しかし、知床の世界遺産登録では、類い稀な自然環境の多様性は強調されたものの、古来より連続と続いてきた人々の暮らしを示す埋蔵文化財やアイヌ民族の歴史的・文化的側面はその評価に含まれず⁸⁾、複合遺産として登録されなかった（松井2006；小野2006；加藤2009；平澤・加藤2012）。登録作業に際して、現地調査を行った国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, 以下IUCN）は、知床半島における先住民族の関わり方について、「登録された遺産の利用や伝統的な慣習の実践、エコツーリズムを含めて将来的な資源管理に北海道ウタリ協会⁹⁾などを通じてアイヌ民族の関与が重要である」と報告しているが（IUCN 2005, 31）、上記の勧告を活かす具体的な方策は、現在においても採られていない¹⁰⁾。さらに憂慮すべき点は、この登録によって、先住民族が自らの祖先の地や聖地への立ち入りが制限される事態が起こる可能性があることである（平澤・加藤2012, 30）。先住民族に関わる文化遺産の評価に参与できない上に、世界遺産に登録された区域に自由にアクセスする権利が奪われてしまうことは避けるべき事態である。

日本における文化遺産マネジメントにおいて、いかにアイヌ民族との協働関係を構築していくかは急務の課題

である。ただし法律による規定がない日本では、上記の課題に向き合うためには、文化遺産に関わる研究者や埋蔵文化財担当者の研究倫理と配慮に頼るほか術はない。それでも、状況は少しずつ変化の兆しを見せている。昨今では、アイヌ文化に関わる遺物・遺構が出土、あるいは調査対象地がアイヌ文化と関わりの深い場所であることがあらかじめ分かっている時には、発掘調査前後にアイヌ民族による先祖供養などの儀式が行われるケースが見られる（図－1）。また、2011年に開始された礼文島浜中2遺跡における学術発掘では、調査隊と北海道アイヌ協会との間で合意文書が交わされた（加藤・岩波・平澤・鈴木2012, 3）。合意文書には、（1）調査内容に関する事前協議、（2）調査・研究における協業、（3）調査結果の報告、といった内容が盛り込まれている。文化遺産の中でも考古遺産の場合、発掘調査はマネジメントの入り口である。先住民族との協働を目指すのであれば、その発掘の計画段階、調査段階、そして出土遺物・遺構の解釈の各段階で彼ら／彼女らとの協議を持つ必要がある。上記のようなアイヌ民族との包括的な協業を目指す発掘調査は、先例のない試みであり、今後の動向が注目される。

3. パブリックな存在としての遺跡・遺産を活かす：ヘリテージツーリズムの挑戦

（1）遺跡・遺産の活用と先住民族

先住民族の主体的な参画は、遺産・遺跡の評価だけに留まらず、それらの活用の場においても進められている。その活用のあり方の1つとして、注目を浴びているのが観光である。その背景には、観光が果たす社会的意義が再認識されたことがある。1999年および2002年に記念物および遺跡の保護に関する諮問機関である国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Sites、以下ICOMOS）が採択した『国際文化観光憲章（International Cultural Tourism Charter）』では、観光は経済活動であるとともに、文化遺産の価値・重要性に物理的・知的にアクセスするための「重要な文化交流の手段」であると、積極的に評価された¹¹⁾。これまで文化遺産の人的破壊を助長する要因と見なされてきた観光が、正しく管理されれば「大衆の遺産に対する理解を深め、遺産の保護のために必要な資金や、世論の支持、政治的支援を得ることにつながる」ツールとして認識されたのである（山村2012, 39）。北海道における観光の場合、手つかずの大自然や明治期以降の開拓史に焦点があたり、先史時代より連綿と住み続けてきた人々の歴史や文化をテーマとした宣伝活動やツアーは、前者に比べ

るとはるかに少ない（山村2012, 35）。考古遺跡や文化遺産を通じて、明治期以前の北海道の様相をより多くの人に知ってもらい、理解を深めてもらうことは、すなわちアイヌ民族がたどってきた歴史や継承されてきた伝統文化に触れてもらうことにもつながる。

また、『国際文化観光憲章』では先住民族の歴史と文化を普及させる過程に、先住民族が主体者として関わることの重要性が説かれている。同憲章の基本原則「ホスト社会と先住民コミュニティの関与」では、文化遺産のマネジメントに関与すべき集団として、以下の3者を挙げている。（1）現在のホスト・コミュニティ（文化遺産がある地域の住民）、（2）土地あるいは重要な場所について伝統的な権利と責任を有する先住民族、（3）法的に文化遺産を所有する人・組織、の3者が文化遺産の保護と観光の計画・立案に携わるべきだとしている¹²⁾（ICOMOS 1999, Principle 4.1）。その理由として同憲章は、文化遺産の利害関係者であるホスト・コミュニティ、先住民族、法的所有者そして文化遺産への訪問者が、「文化遺産の重要性にアクセスできるようにすること」こそが、観光を含む文化遺産マネジメントの目的であることを挙げている¹³⁾（ICOMOS 1999, The Key Charter Concepts）。ここで用いられている「アクセス」とは、文化遺産の重要性に、（1）現場での体験を通じて触れることができる（物理的アクセス）、（2）現場あるいは現場を訪れなくても、情報を知ることができる（知的アクセス）、（3）現場あるいは現場を訪れなくても、親しみや楽しみを持つことができる（感性的アクセス）ことを指す¹⁴⁾。今後の先住民文化遺産マネジメントを考える時、以上の点を踏まえた上で先住民族に関わる遺跡・遺産の活用に対する展望を述べるとすれば、「先住民族の積極的関与の下、先住民族の歴史・文化・現在に対する情報を、正確に、親しみが持てる形で、あらゆる人々に対してアクセス可能にする仕組みの構築（山村2011）」が求められるのである¹⁵⁾。

（2）遺跡・遺産をパブリックにするヘリテージツーリズム

上に述べた先住民族に関わる遺跡・遺産の活用に求められる課題に向き合おうとしているのが、ヘリテージツーリズムである¹⁶⁾。国連世界観光機関（United Nations World Tourism Organization、以下UNWTO）によれば、ヘリテージツーリズムとは「自然史、人類の遺産、芸術文化、哲学、他の国や地域の文物に浸る行為」と定義されている（UNWTO 1992）。また、アメリカのナショナル・トラストでは、「歴史的・文化的魅力のある場所・資源を旅行することで、過去を興味深く楽しい方法で学ぶ



図－2. かつての鮭漁遺構が見つかったサクシュコトニ川
(筆者撮影)

こと」をヘリテージツーリズムとしている(The National Trust for Historic Preservation 2003, 6)。『国際文化観光憲章』や諸機関の定義を総括すると、ヘリテージツーリズムとは、文化遺産の利害関係者と来訪者双方に、文化遺産の重要性を理解する機会を創出する観光の一つのあり方と言える。さらに、文化遺産を取り巻く人々に、観光という行為を通して、文化遺産の重要性を伝えるということは、すなわちヘリテージツーリズムが遺跡・遺産が内包するパブリックという性質を活かす有効な手段ということでもある。パブリック考古学やコミュニティ考古学の基本的な考えにもあるように、担い手となる社会の支持がなければ、遺跡・遺産の持続可能な保護は難しい。換言すれば、より多くの人が遺跡・遺産が持つ重要性に触れ、理解する機会が増えれば増えるほど、「わたしたちの遺跡・遺産」という意識が生まれ、持続的な保護ができる可能性は高くなる。

先住民族の文化遺産には、従来の文化財や文化遺産の概念では捉えられない無形のものや、精神文化と融合した景観がある。そのため、それらを個別に保護するだけでは、その重要性をより多くの人に伝えるという点では力不足になりかねない。見えにくい文化遺産を規定する先住民族の精神文化や伝承とともに、遺産の重要性を利害関係者や来訪者に伝えることができるような観光こそ、「わたしたちの遺跡・遺産」という意識、すなわちパブリックな遺跡・遺産を可能にするツールになる。白老、平取、阿寒といったアイヌ文化を色濃く継承する地域では、観光開発を通じて、一般の人々へのアイヌ民族の歴史や文化への理解を促進していくと同時に、有形・無形の先住民文化遺産を将来の担い手に継承する動きが活発化している。

また、筆者が勤務する北海道大学でも、キャンパス内に残るアイヌ文化期を含む先史時代の遺跡をめぐるト

レイルが作られている¹⁷⁾。北海道大学キャンパスの中には、南から北へと蛇行するサクシュコトニ川とそれに並行して走るセロンベツ川が流れていた¹⁸⁾。そして、2本の河川沿いには縄文文化、続縄文文化、擦文文化の遺跡が確認されている。特にK39遺跡では、複数地点の川沿いから、擦文文化ないしアイヌ文化期に使用されていた漁具と思われる杭列が検出されている(小杉・高倉他2003)。このトレイルでは、擦文時代の堅穴住居群、アイヌ民族の漁具出土地点といった考古学的側面と、明治時代以降の歴史的建造物を中心とした北海道大学創立の歴史を3時間ほどで学べるように構成されている。一見、明治時代以降の歴史しか残っていないように見えるキャンパスも、その場所が辿ってきた歴史ストーリーと共にめぐる、かつて湧水があった窪地や、かつて鮭漁が行われていた川は、先人たちの営みが息づく空間として色づき始める。このトレイルは、大学の授業で用いられ、アイヌ民族のガイドがツアーに一部として活用したりと、少しずつはあるがアイヌ民族の歴史や文化を伝える一助となっている。

【註】

- 1) スチュワート(2009, 18)が指摘するように、特定の集団を「先住民族」、世界の諸集団全般を「先住民」と訳語を区別する場合もあるが、本稿では両方とも「先住民族」と記す。ただし、すでに定訳がある条約などの名称については、その表記に基づく。
- 2) IPinCHは、遺物、考古学的遺跡、および関連する伝統的知識や精神文化といった有形・無形の文化遺産の利用とその利用から生じる利益は誰のものか、という課題に対して学問横断的に取り組んでいる。IPinCHは、研究者、研究機関、先住民族コミュニティ、政策立案者、その他の利害関係者が、上記のような問題に対して公平かつ適切で、効果的な研究方針や研究活動を行えるよう話し合うために設立された組織である。(公式ウェブサイト：<http://www.sfu.ca/ipinch/>, 2013-10-20参照)。
- 3) 国家主導で文化財保護を行った最初の国は、スウェーデンである。1666年、スウェーデン国王カール12世は、「わが祖先と全王国の名誉を高めるような記念物」の保護を定めた遺跡保護に関する布告を出した。ただし、ここでカール12世が指し示す記念物とは、その国の政治権力や正当性を誇示するものであった。国家にとっての公共性をより強く意識した遺産保護の制度としては、1887年にフランスで施行された『歴史記念物法』を挙げることができる(川村・根木・和田2002, 2; Harrison, R. 2013, 44)。
- 4) 無形文化遺産の歴史的経緯については、東京文化財研究所がまとめた『無形文化遺産研究報告書』、および『第12回国際

文化財保存修復研究会報告書 文化財保護制度の研究：無形文化財の保護に関する国際比較（日本・アジア・ユネスコ編）』に詳しい。

- 5) 和訳は拙訳による。原文では以下の通り。

“Cultural heritage” as outlined in paragraph 1 manifests itself, inter alia, in the following domains: (a) Traditional lands, waters-including historical, sacred and spiritual sites-natural resources, including genetic resources, such as seeds, medicines and plants; (b) Traditional knowledge and practices concerning nature and the universe; (c) Literary works and oral traditions and expressions, such as tales, poetry and riddles, aspects of language such as words, signs, names, symbols and other indications; (d) Music expressions, such as songs and instrumental music; (e) Performances or works such as dances, plays and artistic forms or rituals, whether or not reproduced in material form; (f) Art, in particular drawings, designs, paintings, carvings, sculptures, pottery, mosaics, woodwork, metalwork, jewellery, music instruments, basket weaving, handicrafts, needlework, textiles, carpets, costumes, architectural forms; and (g) Social practices, rituals and festive events. (Commission on Human Rights 2005, 7)

- 6) アイヌの古式舞踏は、2009年にユネスコの無形文化遺産に登録された。
- 7) 名勝「ピリカノカ」の構成資産は次の8件である。(1) 九度山（クトゥンヌブリ：名寄市）、(2) 黄金山（ピンネタイオルシベ：石狩市）、(3) 神威岬（カムイエトウ：枝幸町・浜頓別町）、(4) 襟裳岬（オンネエンルム：えりも町）、(5) 瞰望岩（インカルシ：遠軽町）、(6) カムイチャシ（豊浦町）、(7) 絵鞆半島外海岸（室蘭市）、(8) 十勝幌尻岳（ポロシリ：帯広市）。
- 8) 知床半島の世界自然遺産への登録過程についての問題は、小野有五（2006）によって詳細に報告されている。
- 9) 北海道ウタリ協会は、2009年に社団法人北海道アイヌ協会へと名称改変した。
- 10) ただし、世界遺産制度では、当初の登録基準に加えて新たな評価すべき要素が認められれば、将来的に遺産登録の種類が変わることもある。例えば、オーストラリアにあるエアーズ・ロックで有名なウルル＝カタ・ジュタ国立公園は、世界自然遺産として1987年に登録された。その後、当地における先住民族アボリジニの文化的側面が評価され、複合遺産として1994年に再登録が行われた。

- 11) 原文は下記の通り。

“Domestic and international tourism is one of the foremost vehicles of cultural exchange, providing personal experience of that which has survived from the past as well as the

contemporary life and society of others.” (ICOMOS 2002, the Key Charter Concepts 4)

- 12) 原文は下記の通り。

“The rights and interests of the host community, at regional and local levels, property owners and relevant indigenous peoples who may exercise traditional rights or responsibilities over their own land and its significant sites, should be respected. They should be involved in establishing goals, strategies, policies and protocols for the identification, conservation, management, presentation and interpretation of their heritage resources, cultural practices and contemporary cultural expressions, in tourism context.” (ICOMOS 2002, Principle 4.1)

- 13) 原文は下記の通り。

“A Major reason for undertaking the protection, conservation and management of heritage places, the intangible heritage and collections is to make their significance physically and/or intellectually accessible to the host community and to visitors.” (ICOMOS 2002, the Key Chapter Concepts 1)

- 14) 原文は下記の通り。

“Access to significant features, values and characteristics, including all form of access, including physical access, where the visitors experiences the place in person, intellectual access, where the visitor or others learn about the place, without possibly ever actually visiting it and emotive access where the sense of being there is felt, again even if a visit is never taken.” (ICOMOS 2002, Glossary)

- 15) 文化遺産の保護と観光の計画・立案には、その文化資源の認定、保護、管理、表現方法および解釈に関する目標設定、戦略・政策立案が含まれている。そのため、あるコミュニティにとって重要な価値を有し、場合によっては一般の人々からのアクセスを制限する必要がある場合には、それを尊重すべきであることも強調されている (ICOMOS 2002, Principle 4.2)。

- 16) ヘリテージツーリズムに関する定義および研究動向は、山村（2012）の他に、下記の文献に詳しい。

石森秀三・西山徳明（編）2001『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告21。

西山徳明（編）2004『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告51。

- 17) 現在、北海道大学構内に残る遺跡や遺産を巡るトレイルは2つ作られている。そのうちの1つは、北海道大学の埋蔵文化財調査室が作成した「人類学トレイル」で、同調査室が実施した構内遺跡調査地点のうち代表的な場所を結ぶトレイルである。本稿で、取り上げたトレイルは2つ目のトレイルで、

こちらは北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、同大学の観光学高等研究センターとの共同研究プロジェクトの一環で作成されたものである。

- 18) サクシュコトニ川は、都市開発によって水源が枯渇してしまっ
たが、2004年の「サクシュコトニ川再生プロジェクト」によ
り水流が復活した。

【文献】

- Bruchac, M. M., Hart, S. M. and Wobst, H. M. (eds.) 2010: *Indigenous Archaeologies: a Reader on Decolonization*, California: Altamira Press.
- Conmission on Human Rights 2005: *The Draft Principles and Guidelines on the Heritage of Indigenous People*.
- EMRIP 2012: *Follow-up Report on Indigenous Peoples and the Right to Participate in Decision-making with a focus Extractive Industries*.
- Harrison, R. 2013: *Heritage: Critical Approaches*, London: Routledge.
- Harvery, D. C. 2001: "Heritage Pasts and Heritage Presents: Temporality, Meaning and the Scope of Heritage Studies," *International Journal of Heritage Studies*, Vol.11 (3), p.p. 319-338.
- ICOMOS 1999, 2002: *International Cultural Tourism Charter*.
- IUCN 2005: *IUCN Evaluation of Nominations of Natural and Mixed Properties to the World Heritage List*.
- Kane, S. 2003: *The Politics of Archaeology and Identity in a Global Context*, Boston: Archaeological Institute of America.
- Lowenthal, D. 1997: *The Heritage Crusade and the Spoils of History*, London: Cambridge University Press 7.
- Munasinghe, H. 2005: "The Politics of the Past: Constructing a National Identity through Heritage Conservation," *International Journal of Heritage Studies*, Vol.7 (4), p.p. 251-260.
- The National Trust for Historic Preservation 2003: *Heritage Tourism Assessment and Recommendations for St. Augustine, Florida*.
- Rowan, Y. and Baram, U. 2004 *Marketing Heritage: Archaeology and the Consumption of the Past*, Walnut Creek: Altamira Press.
- Schadla-Hall, T. 2006: "Public Archaeology in the Twenty-First Century," in Layton, R., Shennan, S. J., Stone, P. (ed.) *A Future for Archaeology: The Past in the Present*, London: UCL Press, p.p. 75-82.
- Smith, C. and Wobst, M. H. (eds.) 2006: *Indigenous Archaeology: Decolonizing Theory and Practice*, London: Routledge.
- Smith, L. and Robinson, M. (eds.) 2006: *Cultural Tourism in a Changing World: Politics, Participation and (Re)Presentation*, Clevedon and Buffalo: Channel View Publication.
- Walsh, K. 1992: *Representation of the Past: Museums and Heritage in the Post Modern World*, London and New York: Routledge.
- Watkins, J. 2000: *Indigenous Archaeology: American Indian Values and Scientific Practice*, Walnut Creek: Altamira Press.
- Watkins, J. 2005: "Through Wary Eyes: Indigenous Perspectives on Archaeology", *Annual Review of Anthropology* Vol.34, p.p. 429-449.
- World Heritage Committee 1992 (a): *Operation Guideline for the Implementation of the World Heritage Convention* (本稿では、文化庁仮訳版を使用)。
- World Heritage Committee 1992 (b): *Guideline on the Inscription of Specific Types of Properties on the World Heritage List (Annex 3 of Operation Guideline for the Implementation of the World Heritage Convention)*.
- UNWTO 1992: *Guidelines: Development of National Parks and Protected Areas for Tourism*.
- 小野有五 2006「シレトコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割：先住民族ガヴァナンスからみた世界遺産」『環境社会学研究』12, p.p. 41-56.
- 加藤博文 2009「先住民考古学という視座：文化遺産・先住民族・考古学の課題」『北海道考古学』45, p.p. 31-44.
- 加藤博文 2012「先住民文化遺産と地域に根差した考古学」『先住民文化遺産とツーリズム』北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民文化遺産とツーリズムWG(編), p.p. 12-28.
- 加藤博文・岩波連・平澤悠・鈴木健治 2012『北海道礼文町浜名2遺跡2011年度考古学調査概要報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター。
- 川村恒明(監修)・根木昭・和田勝彦(編) 2002『文化財政概論：文化遺産保護の新たな展開に向けて』東海大学出版会。
- 小杉康・高倉純・守屋豊人・佐野雄三・中村有吾 2003『北大構内の遺跡 XⅢ』北海道大学埋蔵文化財調査会。
- コリン・レンフルー, ポール・バーン(著), 池田裕, 常木晃, 三宅裕(監訳) 2007『考古学：理論・方法・実践』東洋書林(原著 Renfrew, C. and Bahn, P. 2004: *Archaeology: Theories, Methods and Practice*, Thames & Hudson).
- 佐藤直子 2003「ユネスコにおける“無形の文化財”保存についての取り組み」叢書「文化財保護制度の研究」『“無形の文化財”の保護に関する国際比較(日本・アジア・ユネスコ編)第12回国際文化財保存宗風研究会報告書』東京文化財研究所。
- スチュワート・ヘンリ 2009「先住民をめぐる問題」窪田幸子・野林厚志(編)『「先住民」とは誰か』世界思想社, p.p. 16-37.
- 苑原俊明 2006「先住民族の文化遺産の国際的保護：国連の動向

- とアイヌ民族』『大東法学』48, p.p. 37-60.
- 奈良文化財研究所（編） 2010『文化的景観資料集成第1集 文化的景観保存計画の概要（1）』奈良文化財研究所.
- 西村正雄 2006「『遺産』概念の再検討」『文化人類学研究』7, p.p. 1-22.
- 平澤悠・加藤博文 2012「世界遺産知床における文化遺産と考古学」『先住民文化遺産とツーリズム』北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民文化遺産とツーリズムWG（編） p.p. 29-34.
- 藤田尚則 2011「アメリカ先住民の聖地保護政策と国境禁止条項」『立教アメリカン・スタディーズ』Vol.33, p.p. 75-98.
- 松井圭介 2012「第8章 ヘリテージ化される聖地と場所の商品化」『宗教とツーリズム：聖なるものの変容と持続』山中弘（編），世界思想社， p.p. 192-214.
- 山田秀三 2000『北海道の地名：アイヌ語地名の研究 山田秀三著作集別冊』草風館.
- 山村高淑 2006「ヘリテージツーリズムをデザインすることの意義とその思想」桑田政美（編）『観光デザイン学の創造』世界思想社.
- 山村高淑 2011「北海道におけるツーリズムの課題と可能性：先住民族の歴史・文化・現在に関するアクセス手段としてのツーリズムの観点から」『国際シンポジウム「北方のツーリズムと景観」要旨集』.
- 山村高淑 2012「ヘリテージツーリズムと先住民族観光」『先住民文化遺産とツーリズム』北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民文化遺産とツーリズムWG（編） p.p. 35-44.
- ユッカ・ヨキレット（著），増田兼房（監修），秋枝ユミ・イザベル（訳） 2005『建築遺産の保存 その歴史と現在（立命館大学歴史都市防災研究センター叢書）』アルヒーフ（原著 Jokilehto, J. 2002: *History of Architectural Conservation (Conservation and Museology)*, Routledge).
- 吉原秀喜 2009「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」『文化的景観研究集会（第一回）報告書：文化的景観とは何か？その輪郭と多様性をめぐって』奈良文化財研究所， p.p. 52-63.
- 吉原秀喜 2011「アイヌ民族の祈りと文化的景観・環境」『日本遺跡学研究』第8号 p.p. 72-79.

Abstract: This paper discusses potential of public archeological sites and heritage as examples of indigenous sites and cultural heritage. The first chapter identifies the differences between the general concept of heritage and indigenous heritage, introducing ideas of cultural landscape and intangible heritage recently adopted by UNESCO. The second chapter explores the strategies for proper appreciation and protection of indigenous heritage developed by UNESCO and in Japan. The final part of this paper examines how the public nature of archaeological sites and heritage can contribute to the promotion of indigenous history and culture.